

令和 7 年第 1 回白馬村議会定例会 総務社会委員会審査報告

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案 15 件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第 5 号 ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定について

ケーブルテレビ白馬の指定管理者の指定をするもの。

〔質疑・意見〕 なし

質疑討論はなく採決したところ、議案第 5 号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第 6 号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約の締結の協議について

第 2 期連携ビジョンが期間満了となるが、事業実現や圏域内の連携を図った事業展開など事業効果が表れていることから、令和 7 年度以降もこの取り組みを継続する方針で、第 3 期連携ビジョンの策定作業を連携町村と進め、専門部会等においても検証を行った結果において連携協定の一部を変更するもの。

〔質疑・意見〕 なし

質疑討論はなく採決したところ、議案第 6 号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第 10 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁固刑が新たな自由刑（拘禁刑）として単一化されたことに伴い、関係する条例の一部を改正するためのもの。

〔質疑・意見〕 なし

質疑討論はなく採決したところ、議案第 10 号は、委員長を除く委員全員の賛

成により可決すべきものと決定しました。

議案第 12 号 白馬村副村長定数条例の一部を改正する条例について

白馬村副村長の定数を「1 人」から「2 人以内」に改正したいことから、白馬村副村長定数条例の一部を改正するもの。

〔質疑・意見〕

問 助成金やふるさと納税等、いわゆる外の部分を補う人材の採用を考えていると思うが、「村長のアドバイザー」という立場で考えた時に「参与」という形で、必要な時に対応していただく方が良いのではと考えるが。

答 以前、副村長 2 名体制だったこともあり、村民が理解しやすく他自治体でも同じ取り組みをしているところもあり、「副村長」が良いかと考えている。また、職務としての割り振りについては、募集の要件を見ながら割り振るといった例規になっているので、外部のものを使うというのは、また別の要素になってくるため、条例の趣旨とすれば「副村長の 2 名体制」ということで理解していただきたい。

問 「成果主義」を入れるような形にしておいた方が良いのでは。

答 「参与」と「副村長」の大きな違いは、議会の承認である。参与の場合は任命権者は副村長の場合と変わりはないが、議会の同意が無くても決めることができる。透明性や信頼関係を考えた場合、議会の同意が必要となる「副村長」の方がよいと考える。

意見 特別職は副村長に限らず、議会の同意が必要になってくるため、任務を保証するということで成果が上がらなくても 4 年間は続けるということになる。そういう意味ではハードルが高くなってしまいうし、参与という形であれば村長の任命のみであり、やってほしい事業に対して引っ張ってこることも可能だと考えるため、方法論として別段も考えていただきたい。

〔討論〕

賛成 昨今の時代背景の中で、新たなアイデアを持ち、独立性がある人が副村長としていた方が、村の方向性を決めるときに間違いのないと思っている。

賛成 新たな血も加わって多数決の原理がより働くということは良いことだと考える。

採決したところ、議案第 12 号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決

すべきものと決定しました。

議案第 13 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例 について

令和 6 年 8 月 8 日人事院「公務員人事管理に関する報告」において、「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目のうち、令和 7 年 4 月 1 日から実施することとされている項目について所要の改正を行うもの。

[質疑・意見] なし

質疑討論はなく採決したところ、議案第 13 号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第 14 号 白馬職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につ いて

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に対応するため、条例の引用部分の改正を行うもの。

[質疑・意見] なし

質疑討論はなく採決したところ、議案第 14 号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第 15 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ いて

「一般職の職員の給与に関する法律」の一部改正に準拠し、給与の改正を行うもの。

[質疑・意見] なし

質疑討論はなく採決したところ、議案第 15 号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第 16 号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

「一般職の職員の給与に関する条例」の規定に準拠し、フルタイム会計年度任用職員の給与表を改正するもの。

〔質疑・意見〕

問 1 号俸や 10 号俸くらいまでは 2 万円くらいのアップとなっているが、その後になると 4 万円くらいのアップとなっている。そのようになっている根拠は。

答 令和 6 年度の人事院勧告において、下の方が 12% くらいアップされ、上の方に行けば行くほど伸び率が少なくなるといった改正があり、昨年 12 月にこれに基づいて給与表を改正したが、その表に準拠する形になっているため。

討論はなく採決したところ、議案第 16 号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第 17 号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

パートタイムの会計年度任用職員のうち、定額で支給する職種の報酬額を改正するもの。

〔質疑・意見〕

問 庁内の中でもパートタイム職員の人数が一番多いと思うが、格差が広がるとチームワークが悪くなると思う。パートタイムについてもそこあげすべきでは。

答 一般職の給与表を使って時給を計算しているため、以前よりも格差がなくなってきたのが実態である。ただ、格付けがどこになるのかあるいは昇格しないという部分もあるが、あくまで会計年度任用職員であるため、その辺の差については仕方がない部分はある。

問 それぞれ人の命を預かったり、夜中の仕事をしたりなど資格が必要となるためこれぐらいは良いと思うが、「以内」という文字がついており、実際は改正後の金額の上限にそれぞれ上げるのか、あるいは経験年数に応じて下げていくのか、どのように運用するのか。

答 今回上程している表については確かに上限額である。規則の方で支給額を定めるため、規則に応じた額を支払うということになる。今回改正させていただいたのは、改定率をかけたところ上限を超えてしまう職が出てきてしまったため、上限の改正をさせていただいた。単価表については経験年数等の差はない。

意見 白馬村は雪も多く住宅もないため条件が悪い。例えば寒冷地手当のようなものをつけるといったことも考えていただきたい。

討論はなく採決したところ、議案第17号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第18号 白馬村ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例について

県と村が所有する白馬ジャンプ競技場の使用料金について、県が条例改正により使用料金を改正したため、村条例で定めた使用料金についても合わせて改正するもの。

〔質疑・意見〕

問 大規模イベント開催の打診があり、断ったと聞いているが、このようなイベントがいい形で開催できるようであれば、42万円の範囲内で村長が定められているが、例えば200万円以内とかにできないのか。

答 価格については県と協議をし、料金を設定している。ジャンプ競技場は県からの指定管理者の指定を受けており、県の条例で定める料金を超えて徴収することができないという前提があるので、方法としては県の条例を変えていただくか、興業に対する収入としてみて、その中から一定の割合をいただくという考えもある。

意見 7年度の予算の審査の中でも、地域公社を設立し稼ごうとしているのでしっかりと稼いでいただきたい。

討論はなく採決したところ、議案第18号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第19号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について

白馬クロスカントリー競技場（スノーハープ）の使用料金を改正するもの。

[質疑・意見] なし

質疑討論はなく採決したところ、議案第 19 号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第 20 号 白馬村特定教育・保健施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

[質疑・意見]

問 今後、施設を増やすことになっても、白馬村は A 型のみか。

答 すべてのタイプで申請があつて、村が認定すれば本条例の該当になってくる。

討論はなく採決したところ、議案第 20 号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第 21 号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正並びに、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

[質疑・意見] なし

質疑討論はなく採決したところ、議案第 21 号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第 22 号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

県が示す「国民健康保険運営の中期的改革方針」に基づき、令和 9 年度までに二次医療圏内の各市町村が応益割保険料を標準保険料に近づけていく必要があることから、国民健康保険税率の改正を行うもの。

〔質疑・意見〕

問 財政調整基金の中に１億６千万円もあるにも関わらず、将来的な使い道を示さずに多少上げて調整するのはおかしい。松本市や長野市と比べて村は高度医療を受けるのに時間的ハードルがあり、環境の違いを考慮せず引き上げるとするのは納得できないが。

答 財政調整基金があるのに利用できないかについては、長野県国民健康保険の運営方法・運営方針が令和６年４月に改訂され、赤字解消削減の取り組みの中で保険料の負担緩和を図るための繰入が解消削減の対象となっているからであり、そのため、積極的に財政調整基金を利用して保険料の負担緩和を図ることはできないと考える。

〔討論〕

反対 国民健康保険という制度そのものが非常に複雑になってきており、他の保険と比べても割高感がある。県下で統一しなければならないので引き上げをするといった考えはいかがと思うので賛成できない。

採決したところ、議案第２２号は、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第２４号 令和６年度白馬村一般会計補正予算(第９号) 所管事項

歳入歳出それぞれ１億５，３７７万１千円を追加し、歳入歳出予算の予算総額を７６億９，３０４万６千円とするもの。

【総務課関係】

財産管理費の特定財源９０１万円の収入は村有地の売り払いによるもの。公債利子事業の一時借入金利子１１万円の増額は、当初借入金を３億円と見込んでいたが、一時的に現金が足りなくなり、４億円の借入を予定するもの。

〔質疑・意見〕

問 財産収入の村有地売却収入について、場所はどこで、どのような形で売るか。

答 場所はみそら野入口にある村有地で、一般競争入札により売却を進めてきたが、入札を行ったところ９０１万円で落札となったため売却いさせてもらった。

問 1 億円が不足とのことだが、いつまで借入れをするのか、何故そうなったのか。

答 一時借入金については、3 月 1 7 日に借入れを起こして、4 月 2 5 日に返済するという計画で進めている。不足した理由については、除雪費で 3 億円、黒豆沢の堆積土砂の撤去で 1 億円が必要となったため。

【住民課関係】

福祉医療費 1 8 0 万円の増額は、福祉医療受給資格者の医療費増大に伴い、福祉医療給付が増加したため、当初予算額に不足する額を計上するもの。塵芥処理事業 1 6 2 万円の減額は、北アルプス広域連合負担金の減額補正によるもの。し尿処理事業 8 0 8 万 5 千円の減額は白馬山麓事務組合負担金の減額補正によるもの。

〔質疑・意見〕

なし

【健康福祉課関係】

乗合タクシー運行事業 6 万 6 千円の増額は、回数券の印刷製本費によるもの。保健予防事業 1, 0 6 8 万 7 千円の減額は、带状疱疹ワクチンの予診票の印刷製本費による増額とワクチン接種の実績による健診等委託料による減額によるもの。

〔質疑・意見〕

問 アプリでは 1 か月定期パス 5, 0 0 0 円というものがあるが、今回の回数券は 2 7 0 円の 1 0 回分で電話予約の方は同じ金額で割引になっていない。回数券を利用しても往復 5 日で終わってしまうことを考えれば、定期パスのようなことも考えていただきたい。

答 今後検討していく。今回の回数券の経過でいうと、昨年までは 1 1 回券 3, 0 0 0 円で販売しており、1 回に割り返すと 2 7 2 円程度となることから 2 7 0 円という単価の設定としている。

問 带状疱疹ワクチンの接種費用負担は。

答 ワクチンが 2 種類あり、1 つは不活化ワクチンで 2 回接種が必要で、1 回につき 6 6 0 0 円、もう 1 つは生ワクチンで 1 回の接種で 2 6 0 0 円となる。ただし、医療機関によってはどちらを取り扱っているはまだわからないので、後日お知らせする予定。

【教育課関係】

北小学校管理事業 1 2 7 万 2 千円の増額は、漏水による水道料の増額によるもの。学校給食センター事業 1 0 0 万円の増額は、賄材料費の増額によるもの。

〔質疑・意見〕

なし

【生涯学習スポーツ課関係】

スノーハープ維持管理事業 2 2 万 2 千円の減額は、スノーハープ法面工事の入札差金の減額によるもの。

〔質疑・意見〕

問 スノーハープの工事の進捗状況と現在の状態は。

答 今年度は、5 年度の繰り越し事業を行い 1 1 月に竣工した。今年度の事業は 1 2 月に発注し 7 年度への繰り越しとなる。現場も掘ってみないとわからない部分が多く、8 年度に終了する予定。

【子育て支援課関係】

児童手当等給付事業 1 9 0 0 万円の減額は、2 月の支給終了に伴う予算不用額による減額。住民税非課税世帯への給付金事業 4 6 0 万円の減額は、事業の終了による減額。

〔質疑・意見〕 なし

【議会事務局関係】

議会事務事業 6 2 万 6 千円の減額は、普通旅費の減額と印刷製本費の減額によるもの。

〔質疑・意見〕 なし

各課の審査が終了し、全体的な討論はなく採決したところ、議案第 2 4 号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

以上、総務社会委員会の審査等についての委員長報告といたします。